



Title	徳川幕府法令における遊戯統制
Author(s)	鈴木, 敏夫
Citation	北海道大學教育學部紀要, 35, 77-89
Issue Date	1980-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29209
Type	departmental bulletin paper
File Information	35_P77-89.pdf



徳川幕府法令における遊戯統制

鈴木 敏 夫

Laws in Tokugawa Shogunate and Play Control

Toshio Suzuki

目 次

はじめに	77
1. 遊戯統制に関する法令の伝達と都市・農村	77
2. 庶民遊戯の統制過程	79
3. 遊戯統制の態様	82
おわりに	85
附 徳川幕府法令における遊戯統制条項	86

はじめに

本稿は徳川幕藩体制下の庶民生活の中で展開されたさまざまな日常的統制のうち、遊戯などの身体活動に関する統制の実態を、幕府法令の分析を通して考察するものである。

いわゆる幕府法令関係資料については、明治初期に司法省が編纂した「徳川禁令考」(創文社・1932年版)、高柳・石井編「御触書集成」(岩波書店)、石井良助編「近世法制史料叢書」(創文社・1940年)などがある。尚、これらの法令のうち農政関係の重要法令を扱ったものに、児玉幸多編「近世農政史料集——江戸幕府法令」(吉川弘文館)がある。本稿では勿論、これらの資料の活用と共に、さらに東京大学史料編纂所編「大日本近世史料——市中取締類集」(東京大学出版)をも分析の対象に加えることにより、都市・農村における遊戯統制条項の収集をより一層拡大させた。

だが、2世紀半もの長きに渡る徳川政権下における遊戯統制の実態の全容把握は、資料的限界を超えるものであろう。そのことは、遊戯統制条項の具体例がもっと見込まれて良いはずの19世紀段階に於て、落ち込みが見られることから明らかである。

こうした一定の不備を考慮しつつ、検討を加えたが、大方の御批判を仰ぎたい。

1. 遊戯統制に関する法令の伝達と都市・農村

幕府法令に遊戯に関する取扱いが示されるのは、1647(正保4)年である。

それ自体、わずか一行のくだりであったが、「辻ニ而鞠けさせ申間敷事」¹⁾として庶民の日常諸雑事一般の規制対象の1つに挙げられていた。

その後、時代の推移と共にこうした遊戯の禁止ないし抑制(本稿では一括してこれを遊戯統制と呼ぶ)に関する法令は、ますます増加傾向を示したが、それは単に一地域に限られたものではなく、広く各地の都市・農村に迄及んでいた。

法令布達は当時の社会的現実を背景としてなされたが、少くともそれが封建体制維持の理念に沿う諸制度の創出を前提とする限りに於ては、諸地方の現実より先んじた先導的な性格を持ったものも多い。庶民向けの幕府法令の代表例ともいえる「江戸市中諸法度」や「諸国鄉村江被仰出」³⁾は、幕府体制確立期における都市・農村法令の集大成であったが、極めて教諭的性格を持っていた。それは、かくかくあらねばならないとする支配者の姿勢の表現であり、とりわけ、庶民生活の平均化・画一化を全域に於て推進し達成させる意図を持つものであった。それ故に、法令はいわば地域性を超えた性格を持つといわざるを得ない。

ところで、既に述べたように、遊戯統制は都市住民から農民に至る広汎な層に及んだという事実は、江戸期における遊戯の分化と盛行を示すものではなからうか。

反面、庶民生活は衣食住全般にわたって幕府の統制下に置かれた。日常行動圏は都市・農村いづれに於ても狭く、限られたものであった。他領民との文化的交流に乏しく、閉鎖的共同体の中であって、日常生活に何程かの解放感を求めるさまざまな営みが成立することは想像に難くない。娯楽を求めた者にとって、神事・祭礼時の催しは愉しみの1つであった。

庶民生活の強圧的制限と精神的・身体的解放——この矛盾の総体こそが遊戯の盛行を解く鍵であったといえよう。

一体、身体文化としての遊戯はいかなる理由で統制されねばならなかったのであろうか。この点の解明については後に触れられるが、ここでは遊戯統制を内に含む幕府法令の伝達過程について明らかにしたい。

幕領における地方支配の組織は、時代によって変動があるが、一般的には、老中→勘定奉行→郡代→代官→村（名主・庄屋）の系統で図式化され、村々への法令の伝達はこの系列によって行なわれる。³⁾

一方、江戸・大坂・京都（三都）及び地方都市における法令伝達組織は、それらの個々について詳細な事例研究に乏しいが、その中でも比較的資料的に恵まれている江戸を例にとって述べてみたい。

将軍の居住地、江戸における法令作成と伝達のパターンは、老中→町奉行→各町という「江戸老中触」があり、さらに、町奉行→町代→各町という「町奉行触」の系列で伝達される場合が多い。⁴⁾

このような形式で末端にその主旨が伝わる仕組みになっていたが、いづれも中間機関を介させている。

近世における法令の形式は、公法的なものとして、高札・壁書・法度・触があり、⁵⁾ 私法的なものには、村定・規約などがあった。これらは、成文化される法令の内容に応じて、それらのいづれの形式を採るかが決定された。遊戯に関する条項はどのような形式によって伝達されたのか、諸特徴を挙げたい。

まず、都市を中心とした場合は「触」形式が圧倒的に多い。それは、「……に付町触」として示される。そして触の主体は、第1に、老中→町奉行「老中触」である。

奢たる品袴並賣買停止

覚 一、破魔弓菰蒲甲刀羽子板之類、金銀金物並箔用ひ申間敷事（他文省略）

右之趣從江戸仰下條此旨三郷町中可触知者也 寛政元酉三月 石見・土佐⁶⁾

この法令は、江戸より地方へ伝達されたものであるが、その場合、老中作成のものは「從江戸仰下條」と示されるので容易に理解する事が可能である。尚、他に「……守（老中）御書

付」と記される場合もある。

触作成の主体の第2は、当該都市の町奉行に於て発令される場合である。

天保十二年丑十月廿八日、御書取添下ケ市中取締筋之儀心附候大概申上候書付

一、彩色等絵柄手之込候風之儀

此儀、去年御下ケ之風聞書ニ有之、文化二丑年十二月町中ニ而子供たこあけ候儀、随分往来之障ニ不相成様可致候、勿論大きなたこ町中ニ而あけさせ申間敷旨、町年寄方ニ而年番名主・肝煎名主共江申渡候儀モ有之、此節ヨリ専ラ仕込等仕候時節ニ付、廻り方ニ而心附、手之込候風者勿論、大たこ仕入申様町々名主江申聞、見廻り候節心附、右鉢之品賣候差留候様被付候ハ、行届可申ヨリ奉存候

北町奉行所市中取締掛⁷⁾

都市を対象とした遊戯統制令は、この第2の形式のものが非常に多い。このことは、庶民の日常生活の監視を主たる役目とした町奉行所の役割りから当然であろう。

一方、農村のそれについては不明な点が多いが、「法度」形式がその1つに挙げられる。

農民江被仰之條々

一、勸進能相撲操之見物之類在々所ニ一切不可留置事（他文省略）

右之趣堅相守候様庄屋精ニ入常々相改可申付違背仕者有之ハ、庄屋五人組ヨリ其所之代官奉行江急度可申達之若隠置脇ヨリ令露見ハ庄屋五人組迄可被行曲事者也

寛文八年申三月日 公儀御法度⁸⁾

農村向けの法令作成の主体は、このように幕府上級機関から発令されるものが多い。中間機関による発令もあるが、その数は割合少ない。

文政十二年丑年七月（石川右近将監掛荒井平兵衛出）

上州瀬戸井村鎮守祭礼ニ付角力興行之儀伺書面神事ニ事寄村々若もの共寄集角力興行いたし候儀ハ決而難成一体若もの共杯と號組建候儀以来相止銘々心得違不致農業出精可致旨申渡證文取之可被差出候以上⁹⁾

2. 庶民遊戯の統制過程

1794（寛政6）年10月の御触書に、

「去ル酉年御儉約之儀被仰出、当寅年限ニ候処、思召之外未勝手御繰合モ不被行届候、猶此上来ル十ヶ年之間、是迄之通御儉約被仰付候……」とある。¹⁰⁾

この一条文は、寛政改革の実行者、松平定信の改革における儉約令である。このような類は、近世を通じて幾度か繰り返し布達された。儉約令の主たる内容は、庶民の衣食住一般に關してであり、生活向上に対する制限を意図したことは象徴的であった。

こうした欲望の節制＝禁欲倫理観は生活の全領域に及び、文化・娯楽の分野に於ても貫かれた。

庶民の遊戯活動が幕府の統制の対象とされ始めた17世紀中葉においてそれらの統制の意図は何であったかは、次の例から伺い知る事が出来る。

1647（慶安2）年2月、寛永末年迄の農民統制法令をふまえて「慶安の御触書」が布達された。

この御触書には農業生産及び農民生活に関するあり方の全般的な規定がなされているが、

作成の意図は「年貢さへすまし候得ハ百姓程心易きものは無之、よくよく此趣を心がけ、子々孫々迄申伝へ」¹¹⁾とあるように、究極には「年貢確保」の一点にあった。

このうち、次のような条文が見られる。

「男ハ作をかせぎ、女房ハ芋はたをかせぎ、夕なべを仕、夫婦ともにかせぎ可申、然ハみめかたちよき女房成共、夫の事をおろそかに存、大茶をのみ物まいり遊山する女房を離別すへし」¹²⁾

「物まいり遊山する女房を離別すへし」云々は、それ自体として幕府の重農政策に沿う封建的勤労倫理感に規定されていた。そこには、遊事＝反労働的行為の論理が見出される。この論理は、当然、遊戯・遊芸の世界においても貫徹するもので、早くから「御制禁」の触が出されている。¹³⁾ その主旨は農民が遊惰に陥入り、肝心の耕作に専念せず、挙げくの果て土地の放棄・離村に及ぶということであった。それ故、遊戯を含む余暇活動が間接的に何らかの統制の範疇に組み込まれる必然性があった。

所で、町人に対してはどうか。

「町々之内ニ而、躍ナト致候トテ、必留間敷候、盆ニハイツモにきハひおとり候マ、おとり可申候、但喧嘩口論無用……」(1649・慶安年2)¹⁴⁾

ここにみられるように、躍(踊り)の禁止はしない、盆の行事に踊りは欠かせないものであろう、但し喧嘩口論など騒乱に至らしめるなという主旨である。後述するように、やがて踊りに対する制限の幅は拡大するが、少くとも遊戯統制の成立期の状況は、このように寛容な態度が見られる。

とまれ、遊戯統制は農民・町人という身分制の固定、庶民生活上の種々の儉約、取締令などを背景として、各層それぞれに応じた形で法令化された。

所で、遊戯活動の前提にはいわゆるそれを可能ならしめる自由時間(余暇時間)が保証されなければならない。この分析の1指標として、年間の「公休日」(遊日)の実態を把握することが有効であろう。

資料的制約もあり、その全容を示すことは困難であるが、ここでは農民の休日に関して、奥州塙御料所領内農民の遊日制定(1805・文化2)、町人のそれについては桐生織屋仲間による「奉公人休日並洗躍日間之定」(1830・文政3)をあげ、比較検討したい。

- 定レル遊 塙御料所代官¹⁵⁾
- 正月朔日・二日・三日・七日 三月三日 五月五日 七月七日・十五日 八月朔日 九月九日
- 氏神・祭礼日(一ヶ年之内二日ニ限ル) 他神事ハ一ヶ月一日(奉公人之儀者、主人ノ存寄次第)
- 婚礼・葬儀・法事・祝儀

文政十三年春再改

「奉公人休日並洗躍日間之定」¹⁶⁾

- 正月三ケ日・四日ヨリ十三日迄洗躍暇・十四日・十五日・十六日・二十日・二十三日夜・二月初午・八日ノ夜・中日ノ夜・二十五日・天祭ノ夜
- 三月二日夜・三日・十五日昼ヨリ・四月初巳ノ夜・八日・十七日昼ヨリ
- 五月五日・六月十五日ノ夜・二十一日昼ヨリ・二十二日・二十三日・二十四日・七月朔日

ノ夜・七日・十三日ノ夜・十四日・十五日・八月朔日・中日ノ夜・十五日ノ夜
 ○九月九日・十三日ノ夜・二十一日・十月九日ノ夜・十一月十五日・十二月朔日ノ夜・七
 日・八日・大晦日ノ夜

織屋仲間行事 ㊤

これらの例から、農民に与えられた遊日は年間を通じて12日であり、それに神事・祝儀に伴う臨時の休業を加えても年間20日を限度としている。遊日数については、1月・7月に多い事が判明する。¹⁷⁾

町人の遊日は年間23日で、その他に夜の解放時間が与えられていた。遊日数は1月・6月・7月に多い。この場合の資料は産地桐生織物生産に従事する奉公人休日を例にしているもので、それが他の業種の商工人に対しても該当するとは思われないが、いずれにせよ生産から解放された余暇時間は少なく、しかもそれが全生活に占める割合は6%たらずであった。結局、こうした限られた時間に於て文化、娯楽活動が展開されたことになる。

休日の制定は勿論、与えられた公認の自由時間の確保であった。そしてここに費される諸活動の形態は、庶民の勝手とする所であったが、遊戯などの身体活動に向けられた時間は、おのづから限りがあったと云えよう。

このように、余暇時間の創出や遊戯活動実施の諸条件に恵まれなかったとはいえ、限られた空間に於てくりひろげられた庶民のおおらかで解放的な遊戯行為を多くの生活資料から見出す。それらは今日、我国に於て神社、寺院の行事として開催される伝統的な催しの1つとして受け継がれているものも少なくない。¹⁸⁾

次に、遊戯統制の対象とされた各種遊戯とその時代推移を幕府法令から検討したい。

遊 戯		統 制 の 時 代 推 移								合 計
相 撲		1647 1707	1648 1711	1665 1720	1668 1773	1687 1810	1689 1827	1690 1829	1703	15
踊 り		1649 1707	1672 1709	1677 1720	1685 1723	1687 1810	1689 1842	1690	1703	15
	鞠	1647	1648	1665			(2)			3
乗 馬		1654	1740							2
追羽根・破魔弓		1648	1663	1668	1721	1735	1756 (2)	1789	1803	9
水 泳		1672								1
凧 上 げ		1841	1842	1850						3
こ ま 廻 し		1701	1706	1710	1729	1842				5
遍 歴		1648	1733							2
軽 業・物まね		1668	1714	1740						3
狩 猟		1662	1675	1678	1685	1688	1700	1717	1718	8
印 地		1744								1
武 芸		1805	1843	1867						3
そ の 他		1648	1701	1706	1720	1721	1729	1841	1850	8

(出典は本論文末の〈附〉に掲げた諸資料による)

遊戯などの統制件数については、分析に使われた資料だけでも17世紀は30件、18世紀33件、19世紀15件、合計78件となっている。

統制された遊戯は、相撲・踊りなど13種で、他に遊具商売、勝負事に関するもの8件であ

った。このうち、相撲と踊りの統制が断然多く、次いで破魔弓・追羽根・凧上げ・こま廻し・武芸が挙げられる。

江戸時代の遊戯統制成立期と目される正保～慶安年間に於て、対象とされた遊戯は相撲・踊り・鞠・乗馬・追羽根・破魔弓であった。それは当時の庶民の人気の度合いを反映するものである。その後、遊戯種目の統制の幅は漸増している。

江戸中期以降、商品経済の発展に伴い、町人層の擽頭が見られ、彼等の間に独自の文化が醸成されて行った。遊戯の世界に於ても種々の身体活動が普及した。これらはこの期に形成されたというより、むしろ江戸期以前に盛行したものが多く、一部は過去の原型のままで、一部はその時代の庶民の趣向に応じて改変されたり、新たに創造された。¹⁹⁾

江戸期の特異な遊戯として、こま廻し、凧上げがあった。前者は元禄文化の所産と云われ、いわば遊戯と玩具との中間をいくもので江戸を始め三都の町人に歓迎された。後者は「嬉遊笑覧」(1830・文政13)によれば、延享寛延年間に大流行しており、これらは江戸期庶民が創作した代表的な遊戯であった。

各種遊戯の統制は、年代の推移と共に拡大し、かつ多様化している。遊戯とその統制年との関係は、当時於ていかなる遊戯が流行したかを示すものであり、そのような流行の波によって統制に遅速を生ぜしめたものと考えられる。

元来、遊戯には「はやりすたれ」がつきものであり、この意味で遊戯の消長と法令における遊戯統制との相関は認められる。だが、遊戯がいつ流行し、すたれたのか——この追跡ははなはだ困難という他はない。

3. 遊戯統制の態様

近世都市・農村で展開された遊戯活動は、中世以来の庶民生活の中で醸成され、さらに幕藩制社会に於て新たな創造・改変により、民間に普及していった。

こうした庶民遊戯は勿論、武芸のように武士の学校の教育計画の一環として位置づけられることはなかった。多くは、いわゆる余暇活動として、習俗的に行なわれ、定まった地方行事に付随して集中的になされることが多かった。即ち、先述した如く、庶民に与えられた余暇時間は極めて少かつたし、たとえあったとしても、それは明日への精神的・身体的再生産を図る為の休息に充てられたと見るべきで、1つの運動が日常生活に於て継続して行なわれることは困難であった。それ故、一般的な遊戯活動は年中行事・宗教行事の際の余興として行なわれることが多かった。

遊戯内容は、凧上げ・かくれんぼ・こま廻し(独楽)・追羽根・芋虫・印地打(石投げ)・綱引き・腕押しなどの児戯から、力石・登山・遍歴・競馬・相撲・水泳に至る迄、実に多彩であった。これらのうち、何といってもこの時代の遊戯の一特徴は、力技の分化と盛行に求めることが出来よう。

遊戯の歴史的資料ともなる「異制庭訓往来」には、各種遊戯と共にこうした力技の諸形態を挙げている。——相撲・首引き・腕押し・力持ち・綱引きなどがそれである。

この中で、代表的な相撲については早くから統制を受けており、勸進相撲(のちの職業相撲)と辻相撲(素人相撲)の二形態が対象とされた。

勸進相撲²⁰⁾は既に、1647(正保4)年に「勸進相撲とらせ申間敷事」²¹⁾とあり、統制の

時期も早い。ここに於て、禁止の理由は詳かではないが、後に「勸進相撲操見せ物之類在々所々一切可留置事」(1668・寛文3)とあるから、この行為を見世物同類とし、興行の意図を持つが故に禁止されている。

勸進相撲は本来、寺社建立修復という動機から成立しているが、その盛行と共に次第にこれを職業とする者が輩出し、為に幕府は一定の対策に迫られ、「許可制」を採用している。

「角力興行之節、木戸ヲ建、札錢取候儀ハ角力渡世候者之儀ニ有之候、然ル処国々ニおゐてハ御料者代官、私領者領主、地頭江願上、素人共寄合角力相催……(省略)尤勸進角力興行致候ハ、角力渡世之者共対談之上催候儀ハ格別之事ニ候間、其趣相心得、在方ノ者共心得違無之様可致候」²²⁾

このように、「角力渡世之者」へは「対談之上」吟味して許可を与えるが、これに対して一般の者はすべて興行の対象とすることはならず、違背なき旨の布達を行なった。

一方、素人相撲として人気を呼んだ辻相撲は、同様に統制の対象とされた。これは、適当な場所と参加者があれば昼夜を分たず自然発生的に行なわれるので、禁令もかなり多く出されている。

幕府は「風俗之支障ニモ相成」とか、「不似合事」として頻繁に禁令を発したが、取締りはさほどの効果をあげ得なかった。このように禁止理由ははなはだ抽象的であったが、結局は民衆支配上、このような集団的エネルギーの拡散にねらいが置かれたと思われる。

相撲などの力技に対する幕府の統制と同じように、中世以来、庶民が爆発的エネルギーを傾注したものに印地打があった。²³⁾

それは印地打合戦とも云われる程、危険で闘争心を呼び起すものであり、参加者も一説には数十人から数百人と大がかりであったと云われる。

「ふいこ祭之節、子供ニ交り多ク人集致、礫ヲ打あはれ候者有之由相聞候、前々モ相触候通、若右之族有之候ハ召捕置、番所之可訴出旨、町中相触候」²⁴⁾

幕府はこれに対して厳罰を以て応えたが、これなどは単に危険な遊戯として把握されるにとどまらず、老若男女を問わず参加した集団の威力をこれ程極限迄示した遊戯はなかったのであり、支配統制とのかかわりと相まって興味深いものの1つであった。

「五月五日、勝負せふと称して駄坂の子供は峠に屯し、当村の子供は酉のいなばのいただきに屯して互に石を打、或は塔婆を以てたたきなどして終日戦ふこと昔よりの風俗なりしが、寛政の頃其事止ぬ」²⁵⁾

この遊戯は、幕府の徹底した統制により程なく全域で廃絶された。

江戸期を通して相撲が人気のあったように、踊りもこれに劣らず盛んであった。それは、夏・秋の祭礼時や盆の重要な行事の一環としてこの季節に集中している。場所は、寺社境内や広場が充てられ、その対象は子供から大人迄と年令の幅も大きかった。

当初は、それが宗教的行事とかかわって行なわれた経過から、その形態も質素で「花麗ニ不相成様」という範囲内で公認されていたが、踊りが日常生活に浸透し、実施も季節的に定まらなくなると、「町中ニ而干今おとり有之由ニ候もはや時分モ不相応ニ候間、無用ニ可仕候由」(1677・延宝5)として統制を受けた。さらに、1685(貞享2)年には、「子ども踊りは格別」として、「道辻ニ而往環ヲ妨ケ」という理由で禁止している。

町内、在方における辻踊りの盛行は、この期盛んに見られる傾向であった。先述の辻相撲といい、辻踊りといい、一体に幕府はこれを「不届候」として扱い、布達も「急度可申付事」

と多く、そのたびに町々名主、月行事に強くその取締りを迫ったが、それによって街頭におけるこうした活動は止むことはなかった。

破魔弓・追羽根（羽子板）・こま廻し・鳳上げなどの遊戯は、主として子供向けのものがあった。特に槍玉にあげられた理由の1つは遊具の体裁に関するもので、遊び方法自体については規制されていない。

「破魔弓、金銀之箔かな物無用、たん、ろくしゃうにて彩色可申候、羽子板飾ニ用候大ナル羽子板、はね自今可為停止、常用候羽子板ニ致、尤結構ニ仕間敷事」²⁶⁾

元禄以降に見られるこうした華美な装飾をこらした遊具の作成は、明らかに質素儉約の主旨に反するもので、頻繁に統制がなされた。その他、玩具の商売・商品化にも一定の統制が及んでいた。

所で、武芸の訓練は武士階級がたしなむことで、庶民が行なうことは厳禁されていた。当然ながら、被支配階級の武器保持の禁止は幕府創業以来の「兵農分離」政策に規定されていた。だが、19世紀以降、幕藩体制の動揺・矛盾はいよいよ激化し、その影響は遊戯の世界にも反映する。土風の頹廢、武士の困窮、そこから生じる浪人の輩出——こうした士分の混迷は、彼等に庶民世界への同化を促進させた。

1805（文化2）年、禁令を破って農民が武芸の稽古を行なっている。それに対して幕府は次のように布達している。

「近来在方ニ浪人もの杯ヲ留置、百姓共武芸ヲ学、又ハ百姓同志相集リ稽古致候相聞候、農業ヲ妨計ニモ無之、身分ヲ忘レ、気カサニ成行候基候得ハ、堅ク相止可申候、勿論故ナクシテ武芸師範致候モノ杯、猥ニ村方ヘ差置申間敷候」²⁷⁾

武芸修練が勿論、都市に及んだことは云う迄もない。

「町人共從來其産業ヲ守、武術稷古等不致管ニ候処、當時世上武備盛ニ被行候ニ随ヒ町人共之内稽古致候者有之、師範ノ者モ中ニハ其望ニ任セ町人共江教授致、免許目録ナト差遣候向モ有之趣相聞如何之事に候、向後武術師範之者町人共江ハ其道ヲ教授致候儀一切可為無用候」²⁸⁾

幕末における武断政策の破綻をここに垣間見ることが出来る。

このような事態とかわかって、狩猟も統制の対象であった。我国では古くから鷹狩などが「遊事」として貴族間で行なわれて来たが、厳密に云えば庶民が行なう場合は、「遊事」として対象化され得ない面があろう。狩猟の捕獲具には、弓矢・鉄砲が入用であり、狩猟行為と武器の作成は禁令の眼目であった。

総じて、社会生活における身分秩序の固定は確立していたにもかかわらず、時代の経過と共に、武士階級の習俗が民間に流出することは予想され得ることであろう。町人・農民的剰余のある程度の成立した元禄期には、支配層の所産である諸行事が民間の習俗に取り入れられ始めた。²⁹⁾ こうした中で、本来は支配層の間でもてはやされた各種の遊戯も、庶民社会へ流出し、融合する局面を生んだ。

本稿で扱われたものは幕府の統制対象とされた遊戯に限定しているが、これらのみが庶民遊戯であったのではなく、その他にも実に多くの遊戯が存在した。日本の遊戯を包括的に取り上げた「日本遊戯史」（酒井 欣）には、そのような庶民遊戯のあり様が詳細に述べられている。

お わ り に

幕府が庶民生活に対する統制をいかに拡大させていたかは、本稿で扱った遊戯自体をもその対象に加えたことから明らかであろう。

遊戯に対する幕府の対応は、それが儉約の主旨に反したり、治安を乱したり、往来の妨げになったり、身分制の逸脱のない限りにおいて許容され得るものとした。このような方針なくしては、庶民生活に照応する年中行事の形成もあり得なかった。おびただしばかりの都市・農村習俗、慣行の形成と温存は、厳しい日常生活統制の枠内で維持された。かかる年中行事の形成は、遊戯活動を展開させる恰好の機会を与えた。近世における祭時的スポーツの盛行もこのことと無縁ではない。

本稿では遊戯統制のありようを幕府法令の分析を通して考察したが、この視角から論ずる場合、次のような不十分さを持つものと言わざるを得ない。即ち、遊戯統制の過程における幕領民の姿勢、いい返れば、主体者側の対応とその論理の内実の欠落である。

この点については収集資料上の問題から割愛せざるを得なかったが、今後の検討課題としたい。

<注>

- 1) 高柳信三・石井良助編『御触書寛保集成』雑之部 岩波書店 1941年
- 2) 通常云う「慶安の御触書」(慶安二丑年二月二十六日)である。『徳川禁令考第五帙四十三』参照
- 3) 神崎彰利『歴史公論』「幕府法令の伝達と村落」雄山閣、1978年、7月号、96ページ
- 4) 藤井譲治『歴史公論』「幕府法令の伝達と都市」雄山閣、1978年、7月号、90ページ
- 5) 近世庶民史料調査委員会編による分類によれば、法令(公法的)は、法度、条目・定書・置目・高札・触・掟・布達・布告などである。『地方史研究の方法』新生社、1968年、122ページ
- 6) 『徳川禁令考第六帙』
- 7) 東京大学史料編纂所編『大日本近世史料・市中取締類集』東大出版会、238～239ページ
- 8) 『徳川禁令考第五帙』
- 9) 『徳川禁令考第五帙』
- 10) 『御触書天保集成・八十九』この条文は1789(寛政元)年布達の儉約令をこの年さらに10ヶ年延長させる主旨のものである。
- 11) 『徳川禁令考第五帙』「諸国鄉村江被仰出」
- 12) 同上
- 13) 例えば、1799(寛政11)年2月24日付「在々おゐて芝居見物世物同様之儀制禁之旨御触書」は、遊芸の禁止を明確にうたっている。
- 14) 『御触書寛保集成』
- 15) 金沢春友『寺西代官治績集』柏書房、1951年
- 16) 大久保・児玉・筋内・井上編『史料による日本の歩み—近世編』吉川弘文館、1969年、184ページ
- 17) 公休日の公認は全国的なものであるが、画一的ではない。農民の休日に関する資料に、越後長岡藩、大平与兵衛「農家中行事記」(1839・天保10)、加賀藩、村松左衛門「村松家訓」(1841～天保12)がある。
- 18) 今村嘉雄「祭事スポーツに関する基礎的研究」専修大学体育学紀要、1973年、1～20ページ
- 19) 酒井 欣『日本遊戯史第四編—近代』参照、建設社、1935年
- 20) 今村嘉雄『日本体育史』不昧堂、1970年、243ページ
「勧進とは衆庶を教化し、勧めて善に向かわせる意味を持ち、神社、仏閣等の建立修復のため人に勧めて金品を募集することを意味して行なわれるものを勧進相撲と呼んだ」その成立は、京都では1645(正保2)年、江戸では1624(寛永元)年とされる。
- 21) 『御触書寛保集成』
- 22) 『徳川禁令考第五帙』
- 23) 印地というのは石合戦、即ち飛騨の戯れであった。起源については定説はなく、ただ神祭に常盤を寿祝せ

んが為に行われ始めた飛礮の行事にそれを求める一説を含めて、農村における豊饒の祈りに求めるのが妥当であろう。記録の上に姿をみせるのは「百鍊抄」(1107)「検非違使ら京中飛礮を制止す、此春より此の事発生す」の一節である。横井清『中世民衆の生活文化』東大出版会、1978年、48ページ

24) 『御触書宝暦集成』

25) 『図説日本庶民生活史』130ページ

26) 『御触書宝暦集成』

27) 児玉・大石編『近世農政史料集二・江戸幕府法令下』吉川弘文館、1968年、161ページ

28) 『徳川禁令考第五帙』

29) 北島正元『江戸時代』岩波書店、1950年、90ページ

<附>

徳川幕府法令における遊戯統制条項

<武 芸>

1805 近来在方ニ浪人もの杯ヲ留置、百姓共武芸ヲ学ヒ、又ハ百姓同志相集リ稽古致候相聞候、農業ヲ妨候計ニモ無之、身分忘レ、気カサニ成行候基候得ハ、堅ク相止可申候、勿論故ナクシテ武芸師範致候者杯、猥ニ村ヘ差置申間敷候。(近世農政史料集二・江戸幕府法令下)

1843 町人共從來其産業ヲ守、武術稽古等不致咎ニ候処、富時世上武備盛ニ被行候ニ随ヒ町人共之内(天保14. 6) 稽古致候者有之、師範ノ者モ中ニハ其望ニ任セ町人共江教授致、免許目録ナト差遣候向モ有之趣聞如何之事ニ候。向後武術師範之者町人共江ハ其道ヲ教授致候儀一切可為無用候。(徳川禁令考五帙)

1867 百姓共武芸稽古又者修行者等留置申間敷旨御触書。(徳川禁令考五帙)
(慶応 3. 3)

<印 地>

1744 ふいこ祭之節、子供ニ交リ多ク人集致、礮ヲ打あはれ候者有之由相聞候、前々モ相触候通、若(延享元. 12) 右之族有之候ハ召捕置、番所之可訴出旨、町中相触候。(御触書宝暦集成)

<水 泳>

1672 御堀ニテ水あひ在之節、見物不可仕義ニ付町触。(御触書宝暦集成)
(寛文12. 7)

<遊山・遍歴>

1648 町人伊勢參大山參之者共、布団ヲ重ネ敷馬ニ乗、其上結構成體致シ參申間敷候。(御触書寛保(慶安元. 2) 集成)

1733 米高値ニ付、遊山等遠慮致候儀ニ付町触。(御触書寛保集成)
(享保18. 2)

<こま廻し>

1701 こままわし並商売共停止町触。(御触書寛保集成)
(元禄14. 11)

1706 こま之儀、御停止之旨先年相触候処、又々頃日謡こまト名付、廻候由相聞不屈候、こま廻候儀(宝永 3. 11) 不及申商売致候者急度可申付候之間、此旨町中可触聞候以上。(御触書寛保集成)

1710 先年モ度々相触候通、こま廻候儀停止之處、頃日こま廻候様相聞、不屈候。(御触書寛保集成)
(宝永 7. 9)

1929 頃日所々ニテこま廻候由相聞候、前々御停止候間、廻候儀ハ勿論、商売等ニモ堅為仕間敷候。
(享保14. 12) (御触書寛保集成)

1842 於町中辻々、こま廻之儀ニ付町触。(大日本近世史料・市中取締類集二)
(天保13. 12)

<風 上 げ>

1841 風之事、此儀去年御下ケ之風聞書ニ有之、文化二年十二月町中ニ而子供風上候儀、随分往来之障ニ不相成様可致候、勿論大ナル風町中ニ而あけ申間敷旨、時年寄方ニ而、年番名主・肝煎名主共江申渡候儀有之。(大日本近世史料・市中取締類集一)
(天保12. 10)

1842 例年早春大風上ケ候儀、一石橋南北御之御堀端、日本橋辺ニ而大人申合為歴大風上ケ、往還別

- (天保13. 1) 而御武家方御通行之御妨候致、甚差支候儀ニ奉存候。(大日本近世史料・市中取締類集二)
 1850 和蘭陀風ヨリ唱候モノ拵、又者商売致者之儀ニ付調。(大日本近世史料・市中取締類集二)
 (嘉永3. 3)

<乗馬>

- 1654 馬士馬ニ乗候事此以前ヨリ御法度被仰付候。(徳川禁令考五帙)
 (承応3. 3)
 1740 近来人馬ト申様之曲致人ヲ集候付、不埒成儀出来可申、向後停止申付候事。(徳川禁令考五帙)
 (元文5. 7)

<鞠>

- 1647 辻ニ而鞠けさせ申間敷事。(御触書寛保集成)
 (正保4. 2)
 1648 相撲取並勸進相撲辻鞠之儀ニ付町触。(御触書寛保集成)
 (慶安元. 2)
 1665 前々ヨリ如相触候、辻鞠辻相撲堅停止之事。(御触書寛保集成)
 (寛文5. 6)

<破魔弓・追羽根>

- 1648 正月之破魔弓はま矢並羽子板、金箔蒔絵金糸類少モ付申間敷候、勿論商売ニモ不及申仕間敷事。
 (慶安元. 5) (御触書寛保集成)
 1663 はま弓結構ニ致サス射ラレ候様ニ可仕但人形作物等ハ一切無用タルベキ事。(徳川禁令考五帙)
 (寛文3. 9)
 1668 金銀之唐紙はま弓はこ板ひな道具五月之甲金銀之押箔一圓ニ無用之事。(徳川禁令考五帙)
 (寛文8. 3)
 1724 金銀之箔かなもの無用たんろくしゃうニ而彩色可申候惣体菖蒲甲ニ可准事。(徳川禁令考五帙)
 (享保6. 4)
 1735 はま弓菖蒲甲刀はこ板之類かな物並箔用ヒ申間敷事。(大日本近世史料・市中取締類集一)
 (享保20. 3)
 1756 破魔弓・金銀之箔かな物無用、たん、ろくしゃうにて彩色可申候。羽子板、飾ニ用候大アル羽子
 (宝暦6. 7) 板、はね自今可為停止、常用候羽子板ニ致、尤結構ニ仕間敷事。(御触書宝暦集成)
 1789 はま弓菖蒲甲刀はこ板類金銀かなもの並箔用ヒ申間敷事。(大日本近世史料・市中取締類集一)
 (寛政元. 3)
 1803 破魔弓菖蒲甲束帯之雛之道具ニ仕間敷候。(大日本近世史料・市中取締類集一)
 (享和3. 11)

<軽業・物まね>

- 1668 勸進相撲操物まね之見物之類在々所々ニ一切不可留置事。(徳川禁令考五帙)
 (寛文8. 3)
 1714 寺社境内ニ有之能説経物まね等芝居事元禄年中既ニ停止之所訴訟之旨有之ニ就テ其法ヲ定ラレ
 (正徳4. 9) 芝居ヲモ事軽ク構ヘ衣服等モ木綿ノ外用ル不可由以、免許せられ候然処、近年以来二階棧敷等
 ヲ構ヘ衣服等はニ准シ諸事結構ニ及候次第不届之至ニ候。(御触書寛保集成)
 1740 近来人馬ト申様之曲致、人ヲ集候付真似候モノモ多其内ニ人柄不宜モノモ習候ハ不埒成儀出来
 (元文5. 7) 可申ニ付向後人馬其外軽業等之曲致候儀、停止申付候等。(御触書寛保集成)

<狩獵>

- 1662 関東山中筋、此以前ヲリ鉄砲御免之所タリト云トモ猟師之外鉄砲所持不可、若致違背、鉄砲令
 (寛文2. 9) 所持昼夜ニヨラス山野ニ住スル者有ハ可申出之、縦雖為同類、其料ヲ許シ御褒美被下之。(御
 触書寛保集成)
 1675 関東中於在々所々鉄砲令所持儀、先年ヨリ御禁制之処、近年猥ニ打候由其聞有之、自今以後其
 (延宝3. 3) 所之給人、御代官ヨリ相改正之、鉄砲ヲ取上、以来迄所持不仕様ニ堅可被申付之。(御触書寛
 保集成)
 1678 頃日、在々所々江戸辺ニモ猟師ニテ無之者鉄砲ヲ打、殺生致候様、相聞候、向後彌以跡々被仰
 (宝永6. 10) 出候通。(御触書寛保集成)
 1685 頃日、猥ニ鉄砲打候モノ在之由相聞、不届之至也、若カクシ置輩有ハ、曲事タルヘシ

- (貞享 2. 2) 一、鉄炮打候者捕之族有ハ 銀三百枚
 一、同類之中ヨリ訴人ニ出ル者有ハ 銀貳百枚
 一、鉄炮打候者見届、其者之名在所申出者有ハ 銀百枚 (御触書寛保集成)
- 1688 町人致所持候鉄炮、玉目何程之簡明細ニ改、書付取可申候、自今以後鉄炮致出来次第、書付上
 (元禄元. 10) 可申候、若隠置、脇ヨリ相知候ハハ、可為曲事者也。(御触書寛保集成)
- 1700 同 上 (御触書寛保集成)
- (元禄13. 8) 江戸十里四方へ、猟師タリトモ一切ニ鉄炮取上可申候事。(御触書寛保集成)
- 1717 江戸十里四方へ、猟師タリトモ一切ニ鉄炮取上可申候事。(御触書寛保集成)
- (享保 2. 5) 頃日、猥ニ鉄炮打候者在之由相聞候、不届之至他、若隠置輩アラハ曲事タルヘシ。(御触書寛保集成)
- 1718 頃日、猥ニ鉄炮打候者在之由相聞候、不届之至他、若隠置輩アラハ曲事タルヘシ。(御触書寛保集成)
- (享保 3. 2)

<踊 り>

- 1649 町々之内ニテ躍ナト致候モノ必留間敷候、盆ニハイツモにきハヒおとり候ママ、おとり可申
 (慶安 2. 7) 候、但喧嘩口論無用。(御触書寛保集成)
- 1672 頃日町中ニ而祭之様ニ致躍申由風聞候間、自今以後無用可仕候、若相背候ハ可為越度事。
 (寛文12. 6) (徳川禁令考五帙)
- 1677 町中ニ而干今おとり有之由ニ候もはや時分モ不相応ニ候間、無有ニ可仕候由御奉行ヨリ被仰渡
 (延宝 5. 8) 御早々相止可申候。(御触書寛保集成)
- 1685 頃日町方ニテ寄合、おとり候由相聞候、子とも之盆おとりナト各別其外町人寄合、道辻ニテ往
 (貞享 2. 7) 還ヲ妨ケ、おとり候者有之候ハハ、曲事可申付者也。(御触書寛保集成)
- 1687 頃日町方ニテ寄合、おとり並辻すまふ取候之由相聞候、跡々ヨリ御法度ニ被仰付候間、彌無用
 (貞享 4. 7) 可仕候。於町中、辻相撲踊停止之旨、前々ヨリ相触候処、頃日猥成様ニ相聞へ、不届候、組之
 者共相廻、左様之族ニおゐてハ召捕之、曲事ニ可申付條、町中不残可触知候以上。(御触書寛
 保集成)
- 1689 辻相撲踊停止之儀。(御触書寛保集成)
- (元禄 2. 6) 辻相撲辻おとり堅可停止、若相背者有之候ハハ捕へ、急度可付事。(御触書寛保集成)
- 1690 辻相撲辻おとり堅可停止、若相背者有之候ハハ捕へ、急度可付事。(御触書寛保集成)
- (元禄 3. 7) 前々ヨリ辻相撲辻おとり令停止候処、頃日猥成様ニ相聞不届候間、組之者共相廻シ、左様之族
 (元禄16. 7) 於有之ハ、召捕之、曲事ニ可申付候條、町々名主、月行事無油断申付候様可相触候以上。(御
 触書寛保集成)
- 1707 同 上 (御触書寛保集成)
- (宝永 4. 7) 頃日町々ニテ夜中躍有之様相聞、不届ニ候、往還之障ニモ成候間、名主、家主心ヲ付相改、躍
 (宝永 6. 6) ラセ申間敷事。(御触書寛保集成)
- 1720 於町中、辻相撲辻踊停止之旨、前々ヨリ相触候処、頃日猥ニ成様ニ相聞、不届候。
 (享保 5. 6) (御触書寛保集成)
- 1723 頃日於町方所々在々辻ニおとり仕候由相聞之候、前々ヨリ御停止之処、不届之至候、自今一切
 (享保 8. 7) 踊申不候様ニ、年番名主ヨリ其組合之名主ヘ早々可申遣候。(御触書寛保集成)
- 1810 前々ヨリ有来神事祭礼之節、附祭又者其土地ニ而日限り有之祭礼ニ付、子供踊等之類者勿論、
 (文化 7. 5) 仕来之神事祭礼之儀者、花鴉ニ不相成様之儀者不苦。(大日本近世史料・市中取締類集二)
- 1842 盆祭りヨリ唱、七月十四日亥刻過ヨリ月夜ニ乗シ、桶町・南横町辺諸職人共夜通し戯踊はやし
 (天保13. 1) 騒歩行、表住居之もの共臥兼難儀仕候由、依之寛政初年頃ヨリ南北御用掛ヨリ敷敷御差留……
 …(略)(大日本近世史料・市中取締類集二)
- 幼若之娘子供ヲ持候親共之内、娘ニ踊ヲ為習、歳丈ケ不用立、無益之踊衣装其外狂言道具類等
 ニ、多分之金子ヲ費シ候故、娘共ハ遊芸之儀ニ付、面白キ事ニ心得、歌舞妓役者之真似致、自
 然女之手業モ習不、無情之道而已ヲ覚候様罷成、風儀不宜奉存候。(大日本近世史料・市中取
 締類集一)

<相 撲>

- 1647 勧進相撲とらせ申間敷事。(御触書寛保集成)
- (正保 4. 2) 辻相撲取申間敷事。(御触書寛保集成)
- 1648 辻相撲取申間敷事。(御触書寛保集成)

- (慶安元. 5)
1665 前々ヨリ如相触、辻相撲停止之儀。(御触書寛保集成)
- (寛文 5. 6)
1668 勸進相撲之見世物之類在々所々ニ一切不可留置事。(御触書寛保集成)
- (寛文 8. 3)
1687 於町中、辻相撲踊停止之旨、前々ヨリ相触候処、頃日猥成様ニ相聞へ、不屈ニ候、組之モノ共相廻シ、左様之族有之ニおゐてハ召捕之、曲事ニ可申付條、町中不殘可触知候以上。(御触書寛保集成)
- (享保 4. 7)
1689 辻相撲辻踊停止之儀。(御触書寛保集成)
- (元禄 2. 6)
1690 辻相撲辻おとり堅可停止、若相背者有之候ハ捕え、急度可申付事。(御触書寛保集成)
- (元禄 3. 7)
1703 前々ヨリ辻相撲辻おとり令停止候処、頃日猥成様ニ相聞、不屈候間、組之者共相廻シ、左様之族於有之ハ、曲事ニ可申付候條、町々名主、月行事無油断申付候可相触候以上。(御触書寛保集成)
- (元禄16. 7)
1707 同上 (御触書寛保集成)
- (宝永 4. 7)
1711 於町々、町人共相撲取抱置、寄集、相撲取ヲ為取候之由相聞候、定テ実之相撲取ニテハ無之、火事等之為、鳶之モノ杯抱置、右類有者ニ相撲とらせ候ニ而可有之候得共、町人ニ不似合事候間、向後相止候之様、町中急度可相触候以上。(御触書寛保集成)
- (正徳元. 6)
1720 於町中、辻相撲辻踊停止之旨、前々ヨリ相触候処、頃日猥ニ成様ニ相聞、不屈候。(御触書寛保集成)
- (享保 5. 6)
1773 角力興行之節、木戸ヲ建、札銭取候儀ハ、角力渡世者之儀ニ有之候、然ル処国々ニおゐてハ、御料者御代官、私領者領主、地頭江願上、素人共寄合角力相催、其外神事等之節モ角力興行致、殊ニ神事等之節興行致候ハ、畢竟從先年致来候嘉例ニ而、興行致候ニ付、見物モ可致群集致、元ノため困等致候迄ニ而、木戸ヲ建、札銭等請取候儀、向後無用ニ可致候、尤勸進角力興行致候ハ、角力渡世之者共江対談之上催候儀ハ格別之事ニ得間、其趣相心、在方ノ者共心得違無之様可致候。(徳川禁令考五帙)
- (安永 2. 10)
1810 相撲之儀、先達而之御触モ無御座候間、右ヲ渡世ニ致候者、年寄勸進元等有之、素人ヲ不相交日数ヲ定興行致候儀ハ、敢而風俗之差障ニモ相成申間敷儀ニ付、此以後共支配領主地頭江相届(大日本近世史料・市中取締類集一)
- (文化 7. 5)
1827 相撲取身分之儀ニ付松平周防守殿ヨリ問合(6件ニ就て)。(徳川禁令考五帙)
- (文政10. 10)
1829 上州瀬戸井村鎮守祭礼ニ付角力興行之儀伺
- (文政12. 7)
書面神事ニ事寄村々若者共寄集角力興行致候儀ハ決而、難成一体若者共杯と号組合建候儀以来相止銘名心得不致農業出精可致旨申渡證文取之可被差出候。(徳川禁令考五帙)
- <その他>
1648 正月之破魔弓はま矢並羽子板、金箔蒔絵金糸類少モ申間敷候、勿論、商売ニモ不及申間致事(慶安元. 12) (御触書寛保集成)
- 1701 頃日はやり候こま、堺町、木挽町見物所ニテハ格別、其外こま廻候者之分、屋敷方之遣候儀ハ(元禄14. 11) 堅無用タルヘシ、其外町中ニテこま廻シ候儀令停止候條、尤商売ニモ一切仕間敷候。(徳川禁令考五帙)
- 1706 こま之儀、御停止之旨、先年相触候処、又々頃日謡こまト名付、廻シ由相聞。不屈候、こま廻(宝永 3. 11) 候儀ハ不及申、商売致候者モ急度可申付候之間、此旨町中触聞候以上。(御触書寛保集成)
- 1720 前々より被仰付候ばくちはうびきけんねんじかるた何ニ而モ諸勝負堅仕間致事。(徳川禁令考五帙)
- (享保 5. 2)
1721 惣テ百姓共博奕勝負ハいふに不及、其外遊事ニ懸り、或似合サル風俗ヲ学ヒ耕作懈怠致候儀ハ、(享保 6. 7) 前々ヨリ御法度候條。(御触書寛保集成)
- 1729 頃日所々にてこま廻候由相聞候、前々御停止ニ候間、廻シ候儀ハ勿論、商売等ニモ堅為仕間敷候(御触書寛保集成)
- (享保14. 12)
1841 子供弄物之儀、御改革以後ハ銀耆勿リ限リ、高料之品売買無之候。(天保12. 5) (大日本近世史料・市中取締類集二)
- 1850 和蘭陀風ヨリ唱候モノ捨い又者売買致候者之儀ニ付調。(大日本近世史料・市中取締類集二)
- (嘉永 3. 3)